

る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

前項の契約には、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用者その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護について必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第三章 特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第六条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他

の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものと認めに当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該特定秘密を保有する行政機関の長の同意を得なくてはならない。

3 第五条第四項の規定により特定秘密を

契約に基づき、当該適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものと認めたときは、

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

二 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百六十六条の二十七第一項（同

条第三項及び同法第三百六十六条の二十八第一項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に從事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの。

3 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける

他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものと認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

は、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合については、第五条第三項の規定

を準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五条第二項の規定による通知に係るものとの提供を求めることができる。

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用す

る情報公開・個人情報保護審査会設置法第九

条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

五 警察本部長は、第七条第三項の規定による求

めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項

第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供し

用する場合（次号から第四号までに掲げる場

合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用

し、又は知る者の範囲を制限すること、当該

業務以外に当該特定秘密が利用されないよう

にすることその他の当該特定秘密を利用し、

又は知る者がこれを保護するために必要なも

のとして、イに掲げる業務にあつては附則第

十条の規定に基づいて国会において定める措

置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政

令で定める措置を講じ、かつ、我が国のお全

くの安全を保有する行政機関の長が当該

特定秘密について指定期間を設けた場合を除く。）は、当該特定秘密を提供する行政機関の長の同意を得なくてはならない。

二 前項の規定については第五条第五項の規定

を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける

適合事業者については同条第六項の規定を、そ

れぞれ準用する。この場合において、同条第五

項中「前項」とあるのは、「第八条第一項」と

「を保有する」とあるのは、「の提供を受ける」

と読み替えるものとする。

三 第五条第四項の規定により適合事業者に特定

秘密を保有させている行政機関の長は、同項の

契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特

定秘密の提供を求めることができる。

四 第九条 特定秘密を保有する行政機関の長は、

同項の規定により行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

五 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける

他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

六 第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定

秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる

事項に係るものと認められたために都道府県警察に利用する必要があると認められたとき

は、当該指定をしている行政機関の長の同意を

得なければならない。

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二

百二十三条第六項の規定により裁判所に提示

する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平

成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定

により情報公開・個人情報保護審査会に提示

する場合

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三

号）第十九条の四において読み替えて準用す

る情報公開・個人情報保護審査会設置法第九

条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

五 警察本部長は、第七条第三項の規定による求

めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項

第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供し

用する場合（次号から第四号までに掲げる場

合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用

し、又は知る者の範囲を制限すること、当該

業務以外に当該特定秘密が利用されないよう

にすることその他の当該特定秘密を利用し、

又は知る者がこれを保護するために必要なも

のとして、イに掲げる業務にあつては附則第

十条の規定に基づいて国会において定める措

置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政

令で定める措置を講じ、かつ、我が国のお全

くの安全を保有する行政機関の長が当該

特定秘密について指定期間を設けた場合を除く。）は、当該特定秘密を提供する行政機関の長の同意を得なくてはならない。

二 前項の規定により当該保有する行政機

関の長から提供されたものである場合を除く。）

は、当該指定をしている行政機関の長の同意を

得なければならない。

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

三 警察本部長は、第七条第三項の規定による求

めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項

第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供し

用する場合（次号から第四号までに掲げる場

合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用

し、又は知る者の範囲を制限すること、当該

業務以外に当該特定秘密が利用されないよう

にすることその他の当該特定秘密を利用し、

又は知る者がこれを保護するために必要なも

のとして、イに掲げる業務にあつては附則第

十条の規定に基づいて国会において定める措

置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政

令で定める措置を講じ、かつ、我が国のお全

くの安全を保有する行政機関の長が当該

特定秘密について指定期間を設けた場合を除く。）は、当該特定秘密を提供する行政機関の長の同意を得なくてはならない。

四 第九条 特定秘密を保有する行政機関の長は、

同項の規定により行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

五 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける

他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

六 第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定

秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる

事項に係るものと認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

は、当該指定をしている行政機関の長の同意を

得なければならない。

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平

成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定

により情報公開・個人情報保護審査会に提示

する場合

（その他の公益上の必要による特定秘密の提供）

四 第九条 特定秘密を保有する行政機関の長は、

同項の規定により行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

五 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける

他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

六 第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定

秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる

事項に係るものと認められたために都道府県警察に利用する必要があると認めたとき

は、当該指定をしている行政機関の長の同意を

得なければならない。

